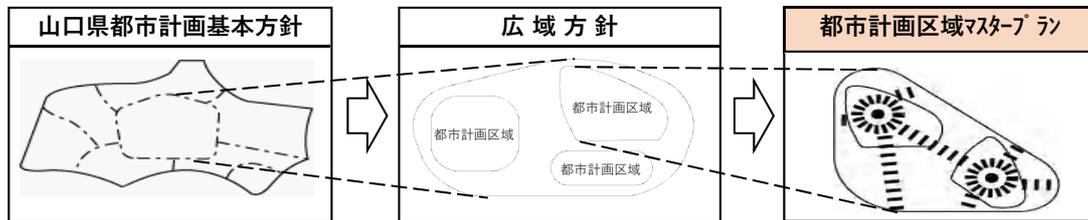


## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）とは

山口県では、平成16年(2004年)に都市計画区域マスタープラン（以下「区域マス」という。）を策定し、平成24年(2012年)に改定していますが、社会情勢の変化に対応するために見直しを進めています。

都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、下図に示すように、県の統一的・総合的考えを示す「山口県都市計画基本方針」、及び県内8つの広域都市圏ごとの「広域都市圏の都市計画の方針」を策定することとしており、これらに沿って、18の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定します。



### 【都市計画区域マスタープランに定める事項】

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像とその実現に向けての大きな道筋を明らかにするもので、都市計画の目標、区域区分<sup>※1</sup>の決定の有無、主要な都市計画の決定の方針を示します。用途地域、道路・公園・下水道などの個別の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに沿って定めることとなります。



## 1. 都市計画の目標

【目標年次】 目標年次は、おおむね20年後の令和22年(2040年)とします。

### 【都市計画区域の範囲及び規模】

区分	市町名	範囲	規模	備考
柳井 都市計画区域	柳井市	行政区域の一部	12,786 ha	
	合計		12,786 ha	

### 【都市づくりの基本理念】

豊かな自然と歴史に包まれた快適生活都市づくり

## 2. 区域区分の決定の有無

本区域の開発圧力はそれほど強くなく、人口・産業が減少傾向であることなどから、市街地拡大の可能性が低いと判断し、引き続き区域区分<sup>※1</sup>を定めません。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### ■土地利用に関する方針

集約型の都市づくりを進めるために、立地適正化計画をはじめとする誘導策などにより、用途地域内の土地利用の促進と、用途白地地域での開発の抑制を図ります。

### ■都市施設の整備に関する方針

公共交通の維持・充実を図るとともに、交通施設のユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

### ■市街地開発事業に関する方針

地域の特性に応じた魅力ある市街地の形成を図るため、良好な居住環境を備えた都市づくりの推進に努めます。

### ■自然的環境の整備・保全に関する方針

豊かな自然と都市が共生した循環型地域社会の形成を進めるため、自然の豊かさや美しさを実感できる交流やふれあいの空間の整備を図ります。

### ■景観の保全と創出に関する方針

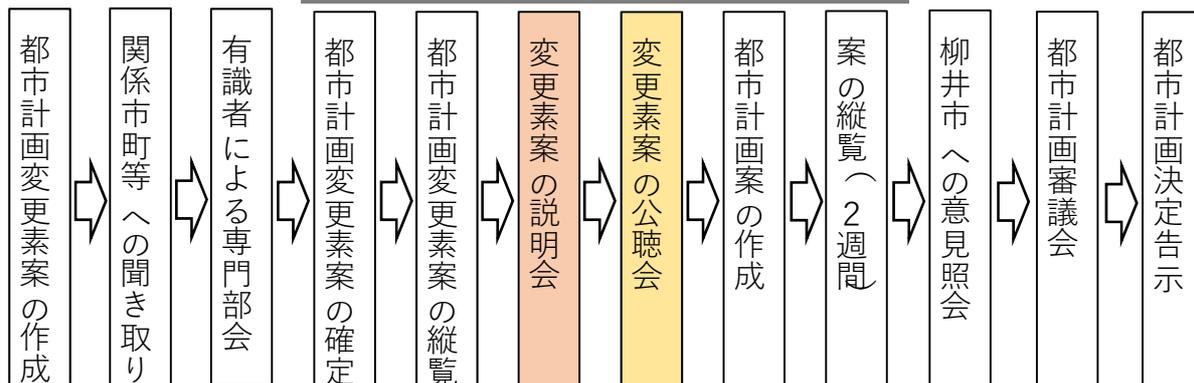
「山口県景観形成基本方針」に基づき、魅力ある都市景観の創出等を図ります。景観に対する意識の啓発や必要な情報提供を積極的に行い、うるおいのある、美しいまちづくりを進めます。

### ■都市防災に関する方針

災害に対し、被害の拡大をできるだけ抑えることができる都市構造の検討をおこなうとともに、防災にかかる都市施設等の整備、建築物の耐震化、不燃化を促進します。

※1 都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために行う市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。（いわゆる「線引き」と言われるもの。）

■ 都市計画の変更手続き ■



■ 公聴会の開催日時及び会場 ■

年月日	時間	会場
令和2年2月27日(木)	19:00~20:00	柳井市役所 3階 大会議室

公聴会では、公述申出書を提出された方の素案に対するご意見をお聞かせいただきます。

上記日程で開催を予定していますが、公述の申出がない場合、または、提出された公述申出書に記載された意見の内容が今回の都市計画変更の素案に関係が無い場合は公聴会を開催しません。

公聴会の開催の有無につきましては、令和2年(2020年)2月24日(月)以降に山口県土木建築部都市計画課までお問い合わせください。

■ 公述の申出について ■

公聴会で公述を希望される方は、任意の様式により公述申出書を令和2年(2020年)2月20日(木)までに、山口県知事宛に提出してください。(郵送の場合は、当日の消印のあるものまで有効です。)

なお、関係市町の住民の方であることの確認や公述の内容の確認、公聴会のお知らせ等のため連絡を取る必要がありますので、公述申出書には、必ず住所、氏名、電話番号を記入してください。

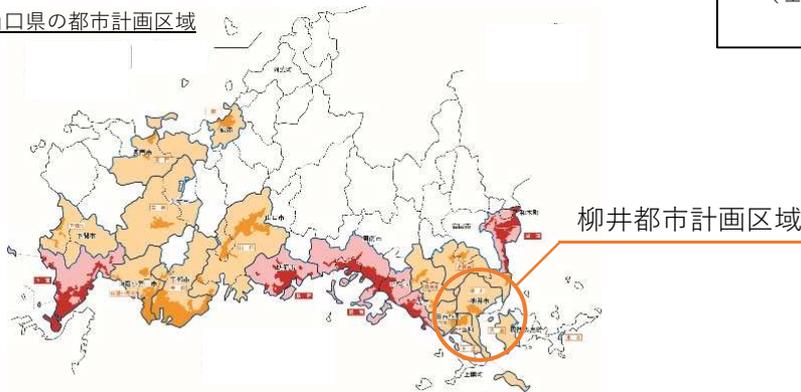
(公述申出書の様式例)

公述申出書  
 令和2年2月27日開催の柳井都市計画の変更に関する公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。  
 令和 年 月 日  
 山口県知事  
 村岡 嗣政 様  
 (公述申出人)  
 住所(〒 - )  
 氏名  
 電話番号  
 記  
 (意見の要旨)  
 (理由)

※公述申出書の提出先

〈県が定める都市計画〉  
 〒753-8501 山口市滝町1番1号  
 山口県土木建築部都市計画課まちづくり推進班

山口県の都市計画区域



お問い合わせは

山口県都市計画課 〒753-8501 山口市滝町1番1号 TEL:083-933-3733  
 柳井市都市計画・建築課 〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号 TEL:0820-22-2111

この資料は素案の概要版です。素案については令和2年1月17日(金)から2月27日(金)まで、上記の場所の他、下記でも閲覧ができます。

【柳井土木建築事務所】 〒742-0031 柳井市南町三丁目9番3号 TEL:0820-22-0396

【山口県土木建築部都市計画課Webサイト】

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18400/index/>

令和2年1月編集